

3月定例会

令和元年度 特別会計補正予算

国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1557万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億1664万円とする。

○主な補正

歳入

一般被保険者国民健康保険税
1151万円

保険給付費等交付金
△259万円

歳出

一般被保険者医療給付費
△2312万円

財政調整基金積立金
3250万円

後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額からそれぞれ852万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3576万円とする。

○主な補正

後期高齢者医療広域連合納付金
△818万円

介護保険特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億411万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9556万円とする。

○主な補正

保険給付費
△1億561万円

保険者機能強化推進交付金
151万円

介護保険災害臨時特例補助金(台風19号被災者保険料減免分)
1万円

浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算の総額からそれぞれ5675万円を減額し、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ1億2473万円とする。

○主な補正

施設管理費
△165万円

施設整備費
△5233万円

水道事業会計補正予算(第3号)

収益的収入から434万円を減額し、3億2453万円、支出から58万円を減額し、3億2037万円とする。

資本的収入から18万円を減額し、2813万円、支出から1333万円を減額し、1億5596万円とする。



収益的収入・支出：サービスの対価としての水道料金収入とサービスの提供に要する支出

資本的収入・支出：企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良等に関する支出とその財源となる収入

条例の制定・一部改正

里山再生基金条例の制定

自然環境の整備・保全を図る一つとして里山を再生することにより、町民に憩いの空間または自然体験活動の場を提供するため、制定。

が定められていないと考えるが。

目的は里山を再生すること。

基金の用途は、愛宕山の整備や弓立山の用地取得などか。

国民健康保険税条例の特例に関する条例の制定

愛宕山の遊歩道の整備以外にも住民の活動に対しても使用する。弓立山の用地取得はこの基金の目的に合致してない。

国民健康保険税基礎課税額の所得割及び被保険者均等割額を特例として変更するため、制定。

この条例は特定の目的

平均何パーセントの減税になるか。

この条例は特定の目的

試算で約9パーセント減になる。

議案第1号 里山再生基金条例の制定について

反対討論

山中 博子

ときがわ町里山再生基金条例は、地方自治法第241条に規定されている「特定の目的」が定められていない。

廃止するときがわ町自然と親しむまちづくり事業用地取得基金条例は「用地取得」という「特定の目的」

が規定されている。

今回の条例は「里山を再生することにより町民に憩いの空間又は自然体験活動の場を提供するため」を目的とし「特定の目的」が定められていない。

「特定の目的」を明記するよう求め討論とする。

3月定例会

森林環境基金条例の制定

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に掲げる森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、制定。

問 森林環境譲与税の使い道は。

答 間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用と示されている。

町立小学校及び中学校体育施設使用条例の制定

町民のスポーツ活動の推進を図り、健康及び体力の増進に資するため、制定。

問 使用料は1人なのか団体なのか。

答 一団体当たりの使用料で、原則として町内の登録団体を対象として開放。

問 使用料を取らなくてもよいのでは。

答 財政運営計画に基づいて実施する。

監査委員に関する条例の一部改正

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、改正。

区長設置条例の一部改正

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、改正。

問 今までは非常勤特別職扱いだったが、今後の役割は。

答 有償ボランティアで報酬ではなく報償となり、地方公務員法の制約がなくなる。

問 区長の法的身分の変更により選挙運動の規制は解かれるのか。

答 法的制約はなくなるが町独自の規制ができるか研究する。

一般職の職員の給与に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部改正

地方公務員法等の一部改正に伴い、規定の整備をするため、改正。

第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正

会計年度任用職員の職種の見直しに伴い、改正。

問 雀川砂防ダム公園清掃及びトイレ清掃等作業員、遺物整理作業員、発掘調査作業員は、有償ボランティア扱いか。

答 清掃等作業員は有償ボランティアで、遺物整理・発掘調査作業員は委託契約となる。

印鑑条例の一部改正

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、成年被後見人からの印鑑の登録申請を受け付けることができるものとされたため、改正。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

災害援護資金の貸付利率の改正及び規定の整備を図るため、改正。

問 保証人を立てなくても貸付を受けられるのか。

答 保証人を立てなくても貸付を受けられるため、改正。

制度は利用できる。立てない場合は返還時に利息が生じる。

問 災害弔慰金、貸付限度額は。

答 生計維持者の場合には500万円。貸付限度額は住居全壊350万円。

重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正

重度心身障害者医療費支給事業に係る医療費の現物給付対象医療機関の拡大にあたり、医療機関に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務の委託ができるようにするため、改正。

問 今回の改正により比企管内の医療機関は窓口払いが不要となるが、埼玉医大はできないのか。

答 システム上の問題があり、できない。

公民館条例の一部改正

町内の公民館の登録の制度を設けるとともに、町内に在住、在勤し、又は在学する者以外の使用料を定めるため、改正。



都幾川公民館



玉川公民館

問 利用団体の町内・町外利用者の基準は。

答 半数を基準とする。

問 減免対応は。

答 中学生以下の子どもたちや使用目的に応じて減免をしていく。